

平成 22 年度 小郡市政治倫理審査会 意見書

小郡市政治倫理条例に基づく市長、副市長、教育長、市議会議員の資産等報告書の審査結果について、次のとおり小郡市政治倫理審査会の意見書を公表します。なお、資産等報告書と意見書は総務課で閲覧できます。

意 見 書

1. 小郡市政治倫理審査会の経過

当審査会は、小郡市政治倫理条例（平成 18 年小郡市条例第 20 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき提出された市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の資産等報告書について、次のとおり慎重な審査を行いました。

- (1) 第 1 回（平成 22 年 7 月 30 日）①経過報告及び審査依頼 ②資産等報告書の審査
- (2) 第 2 回（平成 22 年 8 月 25 日）①資産等報告書の審査 ②意見書の協議
- (3) 第 3 回（平成 22 年 9 月 6 日）①意見書のまとめ

2. 審査の概要

(1) 小郡市政治倫理審査会での審査について

平成 18 年 3 月に新たに制定された小郡市政治倫理条例では、従来の条例とは異なり、新たに市長等及び議員に対し条例遵守の誓約書の提出や市の公共事業に関する辞退届の提出などが規定されるとともに、配偶者の資産等報告書の提出義務も課せられており、小郡市における政治倫理の確立に向けて徐々に充実が図られてきました。

今回、議員においては、新たに任期開始となった議員について審査を行いました。この条例の規定に基づき誓約書、辞退届及び配偶者に係る資産等報告書も適切に提出されており、政治倫理に対する意識が次第に向上してきていると考えられます。

(2) 資産等報告書の内容について

提出された資産等報告書には、内容不備等もありましたが、その後、補正等により是正され、その他特段の疑義は見当たりませんでした。

3. 審査会の意見

(1) 第 1 条の改正について

条例第 1 条中、「自己の利益を図ることのないよう」の規定については、条例第 4 条第 1 項に、特定の業者や第三者に対する有利な取り計らいをしない政治倫理基準が規定されていることから、自己の利益のみではなく第三者の利益を図ることも含まれることから、「自己又は特定の者の利益を図ることのないよう」という規定に改める必要があると思われます。

(2) 第 5 条の改正について

今年度は、条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、新たに任期開始となった議員について資産等報告書を審査いたしましたが、現行の条例には任期満了により退任（落選、辞任等を含む。）した者に対して、任期中の資産等報告書の提出義務が規定されていません。条例の不備だと思われます。条例第 1 条「市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」という趣旨から見ても、すでに任期満了によって退任（落選、辞任等を含む。）した者についても、その任期中における資産等報告書の提出を義務付けることが必要だと思われます。条例改正について検討していただきますようお願いいたします。

(3) 第 18 条の改正について

条例第 18 条第 1 項の公共事業に関する遵守事項の規定では、市長等及び議員が役員をしている企業については、市との請負契約等の辞退の努力義務が規定されています。しかし、本条第 1 項の請負辞退の対象者には、市長等及び議員の配偶者が役員をしている企業が含まれていないことから、新たに追加をする改正を行うことにより、さらに公共事業における透明性が確保されるものと思われます。

平成 22 年 9 月 6 日

小 郡 市 政 治 倫 理 審 査 会

問い合わせ先 総務課総務係 ☎ 72-2111 内線 242